

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
3月20日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則（医務保険課）……………
- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………
- 山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）……………
- 二 告示
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正（財政課）……………
- 四 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………
- 八 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（厚政課）……………
- 八 家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施（畜産振興課）……………
- 九 道路の区域の変更（道路整備課）……………
- 道路の供用の開始（道路整備課）……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………
- 一 柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
- 一 柳井都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………



山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県規則第四号

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則（平成十七年山口県規則第四百三十三号）は、廃止する。

附則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県知事 村岡 嗣政

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県規則第五号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「及び各土木事務所（防府土木建築事務所、下関土木建築事務所、長門土木建築事務所及び萩土木建築事務所を除く。）」を「並びに柳井土木建築事務所、周南土木建築事務所及び宇部土木建築事務所」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県知事 村岡 嗣政

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県規則第六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

山口県知事 村岡 嗣政

第二条第一項第三号中「第十三項」を「第十四項」に改める。
 第十六条第二項中「防府市」の下に「、岩国市」を加える。
 第二十二條の三（見出しを含む。）、第二十三條の見出し及び第二十三條の二中「建
 ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第二十七條第一項の表中「若しくは第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書若し
 くは第十四項ただし書」に改める。

第三十條の二中「及び第三條第一項」を削る。

別表第一中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表岩国都市計画区域の項中「全域」
 を「和木町の区域」に改め、同表岩国南都市計画区域の項を削る。

別表第二岩国市の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三十條の二の改正規定
 は、公布の日から施行する。

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七号

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山口県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山口県規則第五十九号）の一部を次のよ
 うに改正する。

第三條の表中「別表第一の10の表十の項」を「別表第一の11の表十の項」に改める。
 別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）
 一 一円普通証紙



二 五円普通証紙



三 十円普通証紙



寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 模様 にぶ赤紫色

額面金額及び証紙名

黒色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 模様 灰味紫色

額面金額及び証紙名

黒色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 模様 にぶ青紫色

額面金額及び証紙名

黒色

四 三十円普通証紙



五 五十円普通証紙



六 百円普通証紙



寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色

模様 にぶ青緑色

額面金額及び証紙名

黒色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色

模様 にぶ緑色

額面金額及び証紙名

黒色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色

模様 灰味オリーブ色

額面金額及び証紙名

黒色

七 三百円普通証紙



八 五百円普通証紙



九 千円普通証紙



寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色

模様 灰味赤茶色

額面金額及び証紙名

黒色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色

模様 黄茶色

額面金額及び証紙名

黒色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色

模様 紅色

額面金額及び県名

黒色

十三千円普通証紙



十一 五千円普通証紙



十二 一万円普通証紙



附則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県収入証紙条例施行規則の規定による普通証紙

で残存するものについては、当分の間、改正後の山口県収入証紙条例施行規則の規定による普通証紙として使用することができる。



山口県告示第九十六号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第十六号)の一部を次のように改正する。ただし、改正前の山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示二の(三)に規定する強い水産業づくり交付金については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 二の(三)を次のように改める。
(三) 浜の活力再生交付金

山口県告示第九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年三月二十日から同年四月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本果実工業株式会社
住 所 山口市仁保下郷一七七二番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本果実工業株式会社山口工場
所在地 山口市仁保下郷一七七二番地

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通常	最大	
〃	七	〃	八	六	〃
	九	〃	二	一	
〃	五	〃	二	〇	〃
	一	〃	二	〇	
〃	〇	〃	二	〇	〃
	〇	〃	二	〇	
〃	三	〃	二	〇	〃
	三	〃	二	〇	
〃	四	〃	二	〇	〃
	四	〃	二	〇	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
No. 3 排水口	七	〇	三〇
No. 2 排水口	八	〇	五〇
No. 1 排水口	六	〇	八〇

山口県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、居宅介護事業所の名称、所在地、事業の種類、廃止年月日

株式会社ココカラファインヘルスケア 新横浜三丁目一七番六号 横浜市港北区セガミ薬局 周南市政所三丁目五番二七号 介護予防居宅療養管理指導 平成三〇、一、三二

山口県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、介護予防事業所の名称、所在地、事業の種類、廃止年月日

株式会社ココカラファインヘルスケア 新横浜三丁目一七番六号 横浜市港北区セガミ薬局 周南市政所三丁目五番二七号 介護予防居宅療養管理指導 平成三〇、一、三二

居宅介護支援事業者 主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 所在地	指定年月日
社会福祉法人栗屋福祉会 周南市大字栗屋 七九二の一	くりや苑居宅介護支援センター 周南市大字栗屋 七九二の一	平成三〇、 四、一

山口県告示第百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- 5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
 - 2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法
- 二 伝達性海綿状脳症検査
- (一) 目的
- 伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域（萩市見島を除く。）

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体
- 2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）
- 2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

三 豚コレラ検査

(一) 目的

豚コレラの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

(四) 期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）

四 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

五 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査

- (一) 目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)
- 六 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査
 - (一) 目的
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - (四) 期日
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
急速凝集反応法
- 七 腐蛆病検査
 - (一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 蜜蜂の全部
2 転飼しようとする蜜蜂
 - (四) 期日
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年三月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 山口徳山線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
防府市大字奈美字大井谷二二七の九地先から同市同大字同字一九九の一地先まで	最狭 一〇・八 最広 四三・四	最狭 五・二 最広 三三・〇	一、三七二・〇	一、三四〇・六	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年三月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口徳山線	防府市大字奈美字大井谷二二七の九地先から同市同大字同字一九九の一地先まで	平成三十年三月二十一日



(四八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年三月二十日から同年七月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 下関秋根西町複合店舗
所在地 下関市秋根西町二丁目六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エディオン 住 所 代表者の氏名
広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十一月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、二〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
八〇台

(二) 駐輪場の収容台数
六六台

(三) 荷さばき施設の面積
二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社エディオン 午前九時 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成三十年三月六日

(四九) 柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画下水道柳井市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五〇) 柳井都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画土地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において

て準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供
します。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 政

- 一 都市計画の種類及び名称
柳井都市計画土地区画整理事業土穂石土地区画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課